

◎新潟県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
訪問介護ステーションすみれ	新潟県新発田市 住吉町4丁目5番 24号	有限会社新発田 家政婦紹介所	訪問介護	令和4年7月 29日	令和4年8 月31日